

【公布機関】 中華人民共和国商務部

【公布文書番号】 商務部令 2011 年第 6 号

【公布日】 2011-12-30

【実施日】 2012-02-01

## 法により申告していない事業者の集中に対する 調査・処理に関する暫定規則

第1条 申告基準に達しているが法により申告していない事業者の集中に対する調査・処理を規範化するため、「中華人民共和国独占禁止法」（以下「独占禁止法」という）及び「事業者の集中についての申告基準に関する国務院の規定」（以下「規定」という）の関連規定に基づき、本規則を制定する。

第2条 本規則における法により申告していない事業者の集中とは、事業者の集中が「規定」において設定される申告基準に達しているが、事業者が「独占禁止法」の規定に従って事前に商務部に対し申告せずに実施している集中をいう。

銀行業の金融機関、証券会社、先物会社、基金管理会社及び保険会社の売上額の計算には「金融業の事業者の集中における申告売上額の計算規則」を適用する。

第3条 商務部は法により申告していない事業者の集中に対する調査・処理業務を担当する。

商務部は業務上の必要に基づき、省クラスの商務主管部門に対し管轄地域における法により申告していない事業者の集中の調査について協力を委託することができる。

第4条 法により申告していない疑いのある事業者の集中について、いかなる

組織及び個人も商務部に対し通報する権利を有する。商務部は通報者のために秘密を保持しなければならない。

通報が書面による形式を採用し、かつ通報者及び被通報者の基本的状況、法により申告していない疑いのある事業者の集中に関連する事実及び証拠等の内容を提供している場合、商務部は必要な確認を行わなければならない。

その他のルートにより知り得た、法により申告していない疑いのある事業者の集中に関連する事実及び証拠について、商務部は必要な確認を行うことができる。

第5条 法により申告していない疑いのある事業者の集中が存在することを示す一応の事実及び証拠がある場合、商務部はこれを受理し、かつ書面により被調査事業者に通知しなければならない。

本規則における被調査事業者とは「事業者集中申告規則」第9条に規定される申告義務者をいう。

第6条 被調査事業者は受理通知の送達日から30日以内に商務部に対し被調査取引が事業者の集中に該当するか否か、申告基準に達するか否か、すでに実施し、かつ申告していないか否か等に関する文書、資料を提出しなければならない。

第7条 商務部は被調査事業者が本規則第6条に基づき提出する文書、資料を受領した日から60日以内に、被調査取引が法に基づき法により申告していない事業者の集中に該当するか否かについて予備調査を完了しなければならない。

法により申告していない事業者の集中に該当する場合、商務部はさらに調査し、かつ被調査事業者に書面により通知しなければならない。事業者は集中の実施を一時的に停止しなければならない。

法により申告していない事業者の集中に該当しない場合、商務部はさらなる調査を行わない旨の決定を下し、かつ被調査事業者に書面により通知しなければならない。

第8条 商務部がさらなる調査を行うことを決定した場合、被調査事業者は商務部の書面による通知を受領した日から30日以内に「事業者集中申告規則」の規定に従い商務部に対し関連する文書、資料を提出しなければならない。

商務部は被調査事業者が提出する前項の規定に合致する文書、資料を受領した日から180日以内にさらなる調査を完了しなければならない。

さらなる調査の段階において、商務部は「独占禁止法」及び「事業者集中審査規則」等の関連規定に従い、被調査取引が競争を排除、制限する効果を有し、又は有する恐れがあるか否かについて評価を行わなければならない。

第9条 商務部は調査を行うときは「独占禁止法」第39条に規定される措置を講じることができる。

第10条 商務部が法により申告していない事業者の集中を調査するときは、調査員は2人を下回ってはならず、かつ適法な証明書を提示しなければならない。

調査員は質問及び調査を行う場合、記録を作成し、かつ被質問者又は被調査者が署名しなければならない。

第11条 調査過程において被調査事業者、利害関係人は意見を陳述する権利を有する。商務部は被調査事業者、利害関係人の提出する事実、理由及び証拠に対し確認を行わなければならない。

第12条 被調査事業者、利害関係人又はその他の関連する組織若しくは個人は

法による職責の履行について商務部に協力しなければならず、商務部の調査を拒否し、妨害してはならない。

第13条 調査の結果、被調査事業者が法により申告せずに集中を実施していると認定する場合、商務部は被調査事業者に対し50万元以下の過料に処することができ、かつ被調査事業者に対し以下の措置を講じて集中前の状態に回復するよう命じることができる。

- (1) 集中の実施の停止。
- (2) 期限を定めて株式又は資産を処分すること。
- (3) 期限を定めて営業を譲渡すること。
- (4) その他必要な措置。

商務部は前項に基づき処理を行う場合、法により申告していない行為の性質、程度、持続期間、並びに本規則第8条第3項に基づき行う競争効果の評価結果等の要素を考慮しなければならない。

第14条 商務部は本規則第13条に基づき処理決定を行う場合、調査の結論並びにその根拠となる事実及び証拠を被調査事業者に告知しなければならない。

被調査事業者は商務部の設定する期限内に書面による意見を提出しなければならない。書面による意見には関連する事実及び証拠が含まれていなければならない。

第15条 商務部は本規則第13条に基づき行う処理決定を被調査事業者に書面により通知しなければならない。法により申告していない事業者の集中の処理決定について社会に公表することができる。

第16条 商務部が法により実施する調査に対して、関連する資料、情報の提供を拒否し、又は虚偽の情報を提供し、又は証拠を隠匿、廃棄、移転し、又は調

査を拒否、妨害するその他の行為がある場合、商務部は「独占禁止法」第52条の規定に従って処罰を与える。

第17条 被調査事業者に送達する必要がある書面文書の送達方法は「中華人民共和国民事訴訟法」の関連規定を参照して実施する。

商務部は公告送達方式により送達する場合、商務部のオフィシャルウェブサイトにおいて、送達の必要な文書を公表しなければならない。

第18条 事業者は商務部が本規則に基づき行う決定に不服がある場合、まず法により行政不服申し立てを行うことができる。行政不服申し立てに対する決定に不服がある場合、法により行政訴訟を提起することができる。

第19条 商務部、被調査事業者並びにその他の組織及び個人は、調査過程において知り得た営業秘密及びその他秘密保持の必要のある情報について秘密を保持しなければならない。但し、法律法規の規定に基づき開示しなければならない又は事前に営業秘密の権利者から同意を得た場合は除く。

第20条 商務部の職員が職権を濫用し、職務を懈怠し、私利のために不正をなし又は法を執行する過程において知り得た営業秘密を漏洩し、犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、法により処分を与える。

第21条 本規則は2012年2月1日より施行する。